



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Federative Republic of Brazil, Burkina Faso, Kingdom of Cambodia, Canada, Republic of Chad, Republic of Colombia, Democratic Republic of Timor-Leste, Republic of Ecuador, Republic of El Salvador, Republic of Ghana, Republic of Kenya, Republic of Peru, Republic of Tunisia, Republic of Uganda, Oriental Republic of Uruguay, Bolivarian Republic of Venezuela

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

重大な国際犯罪に対する不処罰を排し、

国際正義を実現するというローマ規程の基本理念を再確認し、

ICC が「補完性の原則」を十分に機能させられず、

特定地域への偏向や政治的介入という不信感を招いている現状に留意し、

主権国家の国内司法能力を高めることこそが、不処罰を防ぐ最も持続可能で根本的な解決策であることを認識し、

1. 締約国会議（ASP）の主導のもと、開発途上国を中心とした締約国に対する「国内司法能力向上プログラム」を創設することを要請する：

(a) 裁判所・警察・検察機関の設備整備および人材育成を行うための支援枠組みを設置すること、

(b) 重大な国際犯罪に対し、まずは発生国の国内司法が優先的かつ適切に裁判を行えるよう、法的助言および技術協力を実施すること；

2. 捜査選定における「客観的・定量的ガイドライン」の導入を要請する：

(a) 特定の地域への偏りという不信感を解消するため、被害規模および罪の重大性を定量的・客観的に評価する捜査着手ガイドラインを策定すること、

(b) 捜査開始および見送りの理由に関する定期的報告書を作成し、締約国会議へ開示すること；

3. 地域機関との定期対話メカニズムを設立することを要請する：

(a) 捜査や協力要請の実施にあたり、AU や ASEAN 等の地域機関との定期的対話窓口を新設する、

(b) 地域の平和構築プロセスと不必要な摩擦を生じさせないための事前協議を行う。